○厚生労働省告示第二百六十二号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、及び地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第四条第一項の規定に基づき、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十九年七月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１　国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針	第１　国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針
１・２　（略）	１・２　（略）
３　地域雇用開発の推進に当たっての国、地方公共団体及び地域における関係者の連携	３　地域雇用開発の推進に当たっての国、地方公共団体及び地域における関係者の連携
厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域の要件に該当し、地域雇用開発の目標、地域雇用開発を促進するための方策等が本指針に即しており、当該方策の実施によって、目標が達成されることが見込まれ、地域の特性にかんがみ地域的な雇用構造の改善に資すると認められる計画に対して、同意を行うものである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域の要件に該当し、地域雇用開発の目標、地域雇用開発を促進するための方策等が本指針に即しており、当該方策の実施によって、目標が達成されることが見込まれ、地域の特性にかんがみ地域的な雇用構造の改善に資すると認められる計画に対して、同意を行うものである。
また、計画が同意された場合には、その目標を達成するために、計画に盛り込まれた施策が着実に実施され、実施状況がフォローアップされることが必要である。その結果、必要に応じ、都道府県又は市町村による計画の変更、計画に対する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の同意の取消し等も想定される。	また、計画が同意された場合には、その目標を達成するために、計画に盛り込まれた施策が着実に実施され、実施状況がフォローアップされることが必要である。その結果、必要に応じ、都道府県又は市町村による計画の変更、計画に対する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の同意の取消し等も想定される。
したがって、計画が地域の実情を踏まえて策定され、効果的に推進されていくためには、地域における関係者が当該計画に係る地域雇用開発についての共通認識を有し、相互に連携を図りつつ、総合的に各種施策が実施されていくことが重要である。	したがって、計画が地域の実情を踏まえて策定され、効果的に推進されていくためには、地域における関係者が当該計画に係る地域雇用開発についての共通認識を有し、相互に連携を図りつつ、総合的に各種施策が実施されていくことが重要である。
このため法においては、計画を策定するに当たっては、都道府県知事は関係市町村長の意見を聴くものとしており、また、当該計画に同意するに当たっては、厚生労働大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は地方労働審議会の意見を聴かなければならないとしているところである。さらに、市町村が計画を策定するに当たっては地域雇用創造協議会の意見を聴くように努めることとなっているが、都道府県においても、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、地域雇用開発の確実な実施に資することが望ましい。	このため法においては、計画を策定するに当たっては、都道府県知事は関係市町村長の意見を、市町村長は関係都道府県知事の意見を聴くものとしており、また、当該計画に同意するに当たっては、厚生労働大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は地方労働審議会の意見を聴かなければならないとしているところである。さらに、市町村が計画を策定するに当たっては地域雇用創造協議会の議を経ることとなっているが、都道府県においても、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、地域雇用開発の確実な実施に資することが望ましい。
第２　地域雇用開発計画の指針となるべき事項	第２　地域雇用開発計画の指針となるべき事項
（略）	（略）
１　（略）	１　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　地域雇用開発の促進に資する都道府県の取組	⑵　地域雇用開発の促進に資する都道府県の取組
雇用機会の創出につながる地域における経済活動を牽引する事業を促進するための取組、福祉や環境等地域に密着した産業又は地場産業の育成、企業誘致や企業育成のための支援等地域の特性に応じた産業の振興、産学官の連携による新産業の育成及び就職の促進につながる人材育成等に努めること。	雇用機会の創出につながる戦略的な産業集積の形成及び活性化のための取組、福祉や環境等地域に密着した産業又は地場産業の育成、企業誘致や企業育成のための支援等地域の特性に応じた産業の振興、産学官の連携による新産業の育成及び就職の促進につながる人材育成等に努めること。
３～５　（略）	３～５　（略）
第３　地域雇用創造計画の指針となるべき事項	第３　地域雇用創造計画の指針となるべき事項
（略）	（略）
１・２　（略）	１・２　（略）
３　（略）	３　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　地域雇用開発の促進に資する市町村の取組	⑵　地域雇用開発の促進に資する市町村の取組
雇用機会の創出につながる地域における経済活動を牽引する事業を促進するための取組、福祉や環境等地域に密	雇用機会の創出につながる戦略的な産業集積の形成及び活性化のための取組、福祉や環境等地域に密着した産業